

大阪府大手前庁舎本館職員食堂運営に係る仕様書

1 使用許可物件

使用許可場所/所在地	使用許可面積	最低制限使用料（年額） （予定額）	位置図
大阪府庁本館地下1階 大阪府中央区大手前二丁目 1-22	食堂（厨房部分） 81.61 m ²	2,306,200 円（税抜）	別図

2 経費の負担

(1) 公募要領の4「使用条件」(3)-②に定める光熱水費及びその他必要な経費のうち、光熱水費に係る費用負担は、次のとおりとします。

【電気使用料】

電気使用料は、(ア) 食堂の厨房部分に係る使用料と(イ) 府庁本館建物の共用部分に係る按分使用料の合計とします。

なお、電気基本料金及び従量料金単価は、府と電力事業者との間で契約している電力需給契約内容に従うものとします。

(ア) 食堂の厨房部分に係る使用料

府庁本館全体の使用料額に対し、府庁本館全体の使用量を分母とし、あらかじめ食堂に設置している子メーターの指示値により計測した使用量を分子として比率を乗じた額とします。

(イ) 府庁本館建物の共用部分に係る按分使用料

共用部分に係る電気使用料を建物全体に占める厨房部分の面積比率で按分した額とします。

【水道使用料】

水道使用料は、(ア) 食堂の厨房部分に係る使用料と(イ) 府庁本館建物の共用部分に係る按分使用料の合計とします。

(ア) 食堂の厨房部分に係る使用料

府庁本館全体の使用料額に対し、府庁本館全体の使用水量を分母とし、あらかじめ食堂に設置している子メーターの指示値により計測した使用水量を分子として比率を乗じた額とします。

(イ) 府庁本館建物の共用部分に係る按分使用料

共用部分に係る水道使用料を建物全体に占める厨房部分の面積比率で按分した額とします。

【ガス使用料】

運営事業者と大阪ガス（株）との間で直接、ガス需給契約を締結していただき、ガス使用料を負担していただきます。

(2) 清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理等、使用物件の維持管理に付随して通常必要とする業務は、運営事業者が自ら行うか、又は専門業者との間で、直接委託等契約を締結していただき、それに要する経費及びその他の食堂運営に係る経費は運営事業者の負担とします。

3 使用条件等

(1) 営業日及び営業時間

営業日は府の開庁日（土曜、日曜、国民の祝日等及び12月29日から1月3日を除く日。）とします。営業時間は、開庁時間内で運営事業者が定めることとします。ただし、開庁日の午前11時から午後2時の間は、特別な事情がない限り必ず営業しなければなりません。なお、午後2時以降は、飲食部分（156.35㎡）のうち厨房寄りの37.37㎡のみ使用可能の予定です。

(2) 府庁本館の出入り口開閉時間等

- ・府庁（別館を含む。）の開庁時間は、平日の午前9時から午後6時です。
- ・開庁日における来庁者用出入口の開扉は、午前8時15分、閉扉は午後6時30分です。
- ・夜間通用門は、常時通行可能ですが、閉庁日の終日及び開庁日の閉庁時間帯における入庁の際は、警備員への身分証の提示が必要です。
- ・食堂、厨房への入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、府の指示に従うものとします。

(3) 身分証の携行・表示

運営事業者は、庁舎内に出入りする従業者に対し、身分証を携行・表示させるものとします。

(4) 火元責任者の配置

食堂には、常勤の火元責任者を配置し、従業者を含めて防火管理を徹底するものとします。

(5) 庁舎敷地内禁煙について

庁舎敷地内は、終日禁煙としておりますので、従業者に徹底していただくとともに、厨房・更衣室内も全面禁煙とします。また、食堂内に利用者に対する禁煙表示を行ってください。

(6) 食材・物品類の搬入・搬出について

食材、販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行なう際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮してください。駐車場所及び搬入出経路は、あらかじめ府の指示を受けた方法によることとします。

(7) 食堂・厨房、更衣室内の現状について

使用許可対象の各室内は、建物の経過年数に伴う壁面・床面等の傷み・汚れが発生しますが、府は原則として、使用許可前、使用許可後に関わらず、これらの経年による傷み・汚れの修復は行いません。クリーニングや模様替えを行おうとするときは、運営事業者の負担により行ってください。

(8) 厨房機器等

厨房機器・調理器具については、運営事業者の費用負担により用意してください。

ただし、運営事業者は、別紙「本館職員食堂厨房機器一覧」に掲載の物品を府から貸与を受けて使用することができます。なお、それらの什器備品等について、機能及び状態を十分確認してください。基本的に設備は設置済みであり、配置変更はできません。鍋等の調理器具や食器類の貸与はありません。

府は別紙「本館職員食堂厨房機器一覧」について、使用期間中の耐用を保証するものではありません。使用に際して修繕等が必要な場合は、運営事業者が費用負担していただきます。

(9) 室管理

室内のうち、使用許可部分以外は営業時間外に大阪府で使用することがあり室内全ては占有できませんので、貴重品等の管理は徹底してください。

ただし、営業時間中の食堂としての利用は認めますので清掃等の管理は、営業事業者で行ってください。

(10) 提供メニュー及び提供価格

- ① 提供メニューは、下表の必須メニューをレギュラーメニューとして用意しなければならないものとします。
- ② 募集要項3公募条件等(2)④に定める使用料の減額を受けようとするときは、下表の提供価格に従うものとします。なお、消費税改定等により提供価格を変更する場合は、事前に府の承認を受けなければなりません。
- ③ 大阪スマートシティ戦略に基づき、支払いに関しては電子決裁の導入を推奨しております（現金払いを禁止するものではありません）

《必須メニュー表》

メニュー名	提供価格（消費税込み）
定食（A）	570円以下
定食（B）	570円以下
カレーライス	450円以下
きつねうどん・そば	360円以下

※調味料（ソース、しょうゆ等）及び湯茶水の提供を行ってください。

- (11) 提供するすべてのメニューには、カロリー表示及びアレルギー表示を行ってください。
- (12) 酒類、タバコ、青少年に有害な図書類等の販売は禁止します。
- (13) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて営業事業者の負担で行うこととします。
- (14) 営業事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて営業事業者の責任と負担において対処しなければなりません。
- (15) 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は認めません。
- (16) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこととします。
- (17) 非常時の対応
府域において大地震、大型台風、大規模事故・事件、その他社会的影響の大きな災害等が発生し、知事を本部長とする対策本部を設置した場合で、その対策上、食堂スペースが必要と知事が判断したときは、食堂営業を休止していただき、府が必要なスペースを使用できるものとします。
なお、この場合における使用料等の取り扱いについては、その都度、協議するものとします。
- (18) 使用物件は、最善の注意をもって維持管理するものとします。
- (19) 府は、食堂利用者に対してアンケートをとることがあり、アンケート結果において利用者に不平等不満があり、客観的に合理的と認められるときは、味付け等について改善を求めることがあるものとします。改善を求められた場合は食堂事業者が誠意を持ってこれに対応するものとします。
- (20) 使用許可面積が変動する際は、大阪府と許可面積の変更手続きを行うこととします。

4 原状回復

運営事業者は、許可期間が満了した場合、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復し

てください。なお原状回復に際し、運営事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

5 参考データ

①利用可能座席数 100席（厨房を除く飲食部分の面積 156.35㎡）

②現食堂の売上げ等の状況（売上額は現事業者からの申告額です）

	R2.4～R2.12
売上額	12,942,520円
光熱水費（期間額） ※ガス使用量は直接契約のため含んでおりません。	約750,000円

③大手前庁舎職員数 約3,000人（令和2年5月1日現在）

④大手前庁舎周辺施設 大阪国際がんセンター、大阪城公園、大阪府警本部
大阪合同庁舎、NHK

⑤庁内他店舗等の状況

他の食堂、喫茶店舗等はありません。（令和2年5月1日現在）

⑥閉庁日は、土曜、日曜、国民の祝日及び休日、12月29日から翌年1月3日とし、開庁日は閉庁日以外の日とします。

6 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、大阪府と協議しなければならないものとします。